

○昭和病院企業団競争入札参加者心得

平成13年5月28日

決定

改正 平成17年12月28日

改正 令和4年3月28日

指名競争入札参加者心得（昭和62年2月27日決定）の一部を改正する。

（趣旨）

第1条 この心得は、昭和病院企業団（以下「企業団」という。）が行う一般競争入札及び指名競争入札に参加する者が守らなければならない事項を定めるものとする。

（指名の取消）

第2条 一般競争入札に参加する資格を有すると確認された者及び指名競争入札の参加者の指名を受けた者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当すると判明したときは、直ちに届け出なければならない。

2 前項に該当した者に対して行った一般競争入札の参加資格の確認及び指名競争入札の参加者の指名は、これを取消す。

第3条 一般競争入札に参加する資格を有すると確認された者及び指名競争入札の参加者の指名を受けた者が次の各号のいずれかに該当する者となり、又はこれに該当する者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用した場合は、当該指名は、これを取消す。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他使用人として使用した者

第4条 一般競争入札に参加する資格を有すると確認された者及び指名競争入札の参加者の指名を受けた者について、経営、資産、信用の状況の変動により、契約の履行がなされ

ないおそれがあると認められる事態が発生したときは、当該競争入札にかかる参加資格の確認または指名を取消すことがある。

(入札の基本的事項)

第5条 入札参加者は、企業団から指示された図面、仕様書及び契約書案その他契約締結に必要な条件を検討のうえ、入札しなければならない。

2 図面及び仕様書等に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が提示された書面等の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。

3 第1項の入札は、総額により行わなければならない。

(入札の辞退)

第6条 入札参加者は、入札時まで、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者が入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

(1) 入札前においては、その旨の書面を契約担当者等に直接持参するか郵送するものとする。

(2) 入札中においては、その旨を入札書に記載し入札箱に投入するものとする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱を受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第7条 入札参加者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札)

第8条 入札参加者は、別記様式による入札書に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、封をして、あらかじめ入札の公告及び指名通知において示した日時及び場所において、企業団職員の指示により入札箱に投入しなければならない。

2 入札書に記載する入札者の住所、氏名(法人にあっては、その名称及び代表者名)及び印鑑は、入札参加資格審査申請書において届け出たものであるものでなければならない。

3 第1項の入札は、代理人をして行わせることができる。この場合においては、当該代理人をして入札前に委任状を提出させなければならない。ただし、入札参加資格審査申請の際、委任状を提出している者を代理人とする場合は、この限りではない。

(入札書の書換等の禁止)

第9条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(開札)

第10条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札者を立ち合わせて行う。

ただし、総合評価競争入札による場合は、開札の日時を別に定めることがある。

2 入札者は、前項の開札に立ち会わなければならない。

3 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない企業団職員を立ち合わせる。

(入札の無効)

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する資格がない者のした入札

(2) 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名若しくは押印のないもの

(3) 同一事項の入札について2通以上の入札書を提出したもので、その前後を判別できないもの又はその後発のもの

(4) 他人の代理を兼ね又は2人以上の代理をしたものに係る入札

(5) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正したもの

(6) 代理人で委任状を提出しない者がした入札

(7) 前各号のほか、特に指定した事項に違反したもの

(落札者)

第12条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、次条の定めるところにより予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格で入札した者以外の者を落札者とすることがある。

(最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合)

第13条 入札において予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札をした者の当該入札に係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした他の者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とすることがある。

(最低制限価格の設定)

第14条 入札において当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めればあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価

格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第15条 開札をした場合において、各者の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき(前条の規定により最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき)は、直ちに、再度の入札を行う。

2 前項の再度入札の回数は、原則として2回以内とする。

3 再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者のうち、当該入札が第11条の規定により無効とされなかった者及び最低制限価格以上の価格で入札した者に限る。

(くじによる落札者の決定)

第16条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代つて、当該入札事務に関係のない企業団職員がくじを引く。

(入札結果の通知)

第17条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名(法人の場合は、その名称)及び金額を、落札者がないときはその旨を、開札に立ち会った者に知らせる。この場合において、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときは、その者に落札者となった旨を通知する。

(契約書等の作成)

第18条 落札者は、落札者となった旨の通知を受けた日から起算して5日以内に契約書2通を作成し、記名押印のうえ、図面及び仕様書等を添えて提出しなければならない。

2 前項の期間は、企業団において必要があるときは伸縮することができる。

3 前2項の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことがある。

4 企業団は、契約書の提出があつたときは、企業長が当該契約書に記名押印し、その1通を落札者に返付する。

(契約の確定)

第19条 契約は、企業長が落札者とともに契約書に記名押印したときに確定する。

(前金払の対象)

第20条 公共工事の前金払は、入札条件として、当該工事が前金払対象予定工事である旨

を明示したものについて行う。

(前金払の率等)

第21条 前金払の率は、契約金額の3割以内（土木、建築及び設備工事については、4割とし、10万円未満の端数は切り捨てる。）において入札条件に示す率とし、前払金の最高限度額は6千万円とする。ただし、工事の性質等により適当でないと認められる特別の理由があるときは別に定める。

(翌年度以降にわたる工事の特例)

第22条 前払金は、翌年度以降にわたる工事についても原則として、初年度に支払うものとするが、債務負担行為を伴う工事等については、前払金の全部又は一部を支払わず、残額を翌年度開始後に支払うことがある。

(前払金の請求)

第23条 前払金を請求しようとするときは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社と当該工期を保証期間とする同法第2条第5項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を企業団に提出しなければならない。

(前払金に関する取扱要領)

第24条 前4条に定めるもののほか、前金払については、入札条件及び昭和病院企業団で定める公共工事の前払金取扱に係る要綱に定めるところによる。

(その他)

第25条 この心得の解釈及び心得に明記のない事項については、すべて地方自治法施行令及び昭和病院企業団契約事務規程に準拠するものとし、企業団の指示に従わなければならない。なお、見積り合わせの場合についても、この心得を準用するものとする。

(全部改正適用期日：平成12年6月1日)

附 則

この心得は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この心得は、令和4年4月1日から施行する。